

## 特別養護老人ホーム棕野喜楽園 料金表

【ユニット型個室】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和8年4月現在

要介護度	1日あたりの 単位数	日常生活 継続支援 加算 (Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)	精神科医 定期的療養 指導加算	生産性向上 推進体制 加算(Ⅱ)	科学的介護 推進体制 加算(Ⅱ)	介護職員等 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担 利用料金 (31日)	2割負担 利用料金 (31日)	3割負担 利用料金 (31日)
要介護1	682	46/日	46/日	5/日	10/月	50/月	1ヵ月の 総単位数 ×14.0%	第1段階	300円	880円	64,178円	164,038円	191,636円
								第2段階	390円	880円	66,968円		
								第3段階①	650円	1,370円	90,218円		
								第3段階②	1,360円	1,370円	112,228円		
								第4段階	1,445円	2,066円	136,439円		
要介護2	753							第1段階	300円	880円	66,687円	169,056円	199,163円
								第2段階	390円	880円	69,477円		
								第3段階①	650円	1,370円	92,727円		
								第3段階②	1,360円	1,370円	114,737円		
								第4段階	1,445円	2,066円	138,948円		
要介護3	828							第1段階	300円	880円	69,338円	174,357円	207,115円
								第2段階	390円	880円	72,128円		
								第3段階①	650円	1,370円	95,378円		
								第3段階②	1,360円	1,370円	117,388円		
								第4段階	1,445円	2,066円	141,599円		
要介護4	901							第1段階	300円	880円	71,918円	179,516円	214,854円
								第2段階	390円	880円	74,708円		
								第3段階①	650円	1,370円	97,958円		
								第3段階②	1,360円	1,370円	119,968円		
								第4段階	1,445円	2,066円	144,179円		
要介護5	971	第1段階	300円	880円	74,392円	184,464円	222,276円						
		第2段階	390円	880円	77,182円								
		第3段階①	650円	1,370円	100,432円								
		第3段階②	1,360円	1,370円	122,442円								
		第4段階	1,445円	2,066円	146,653円								

\* 「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

\* 入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

\* 介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

\* その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

## 特別養護老人ホーム棕野喜楽園 料金表

### ○その他の料金等について

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリドント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費（カットのみ1,800円）
③医療費、薬費	実費
④7泊を超える長期入院、外泊時は別途居住費が発生します。	実費
⑤預り金管理料	2,000円／月
⑥私物電気代	1台につき50円／日（上限額は2台合計100円まで）

### ○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	6ヶ月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の占める割合が70%以上、若しくは認知症である者の占める割合が65%以上又はかつ痰の吸引等が必要な者が15%以上であること。介護福祉士の数が常勤換算方法で、入所者数の6分の1以上であること。	46円／日	○
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	12円／日	—
看護体制加算（Ⅱ）	最低基準を1人以上、上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合	23円／日	—
個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練指導員に従事する者を1名以上配置し、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行うこと。	12円／日	—
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰを算定し、個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出している場合。	20円／月	—
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、配置や基準を上回っている場合	46円／日	○
精神科医定期的療養指導加算	認知症である入居者が1／3以上を占め、精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施している場合	5円／日	○
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置し、業務改善の効果を示すデータを提供している場合	10円／月	○
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合	50円／月	○
初期加算	新規入居日から30日以内の期間または1ヶ月以上入院ののち、退院後30日算定	30円／日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円／日	※
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数に対して14.0%		○

\*上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

\*上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。